平成２４年（フ）第６０７号
神奈川県平塚市出縄165番地の１　ハイツ雅201号
債務者　豊嶋　　治
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６１２号
神奈川県中郡大磯町国府本郷115番地　ボナール湘南103
債務者　諸星　正則
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６１９号
神奈川県平塚市八千代町16―６　マーレルーチェＢ棟701号室、住民票上の住所青森県弘前市大字常盤野字上黒沢25番地75
債務者　芹川　和人
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６２７号
神奈川県厚木市栄町１丁目14番４号　センチュリー21タマアパート206
債務者　氏平　絹代
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２６２号
新潟市西区坂井東４丁目32番17号
債務者　山川　正博
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５２号
新潟市秋葉区中村378番地２
債務者　瀬倉　一夫
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５５号
新潟市中央区信濃町23番27号　クレール信濃205号室、住民票上の住所新潟県東蒲原郡阿賀町花立３番地
債務者　齋藤　　修
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１号
兵庫県加西市若井町2632番地
債務者　上田小百合
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第２９２号
和歌山県紀の川市名手市場778番地10
債務者　梅田英子こと　姜　　英子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３７４号
和歌山県岩出市紀泉台１番地の89
債務者　山根　弘行
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３７７号
和歌山市六十谷158番地の４　ハイツ六十谷103号
債務者　松尾八重子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３８４号
和歌山市毛見12番地の５　山野マンション106号
債務者　松元二三子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３９２号
和歌山市毛見1505番地の２　パシフィックビスタⅡ409号室
債務者　青木三智子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３９６号
和歌山市西小二里２丁目４番98号　ルネ西浜203
債務者　半田　和義
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２６２号
茨城県つくば市北条4309番地12
債務者　宮川　　弘
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第４５３号
大分市大字宮河内4200番地の181
債務者　工**藤**　利江
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２７号
富山県下新川郡入善町下山1108番地２
債務者　坪野　　徹
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月14日まで
富山地方裁判所魚津支部